

令和8年8月31日

公 告

陸上自衛隊姫路駐屯地
業務隊長 倉本 貴史

陸上自衛隊姫路駐屯地における自動販売機の設置及び経営を行う業者の募集について

兵庫県峰南町1丁目70番地に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地において、自動販売機を設置し、経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

陸上自衛隊姫路駐屯地 自動車教習所隊舎（仮）

4 設置機種及び台数

缶・ペットボトル式自動販売機 3台

5 公告掲載期間

令和8年8月31日（月）午前9時から同年9月18日（金）午後4時まで

6 募集要領等の交付場所及び問合せ先

募集要領等の交付を希望する者は、以下の問合せ先へ募集要領等を希望する旨をメールにて送付すること。

問合せ先：〒670－8580 兵庫県姫路市峰南町1－70

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班 公募担当：多園

連絡先：079－222－4001 （内線679）

メール：himejigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

受付期間：令和8年8月31日（月）午前9時から同年9月18日（金）午後4時まで

※ 土日及び祝日にメールを送信した場合は、次の平日に対応いたしますので、ご容赦願います。（電話についても土日及び祝日は対応不可）

募集要領

1 概 要

陸上自衛隊姫路駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条1号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地 自動車教習所隊舎（仮）

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置機種及び台数

缶・ペットボトル式自動販売機 3台

(3) 募集者数

3 社

(4) 使用許可期間

ア 許可日から令和 11 年 3 月 31 日

イ 自動販売機の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(5) 価 格

応募地域内の商品について、同一商品は同一価格とする。

(6) その他

仕様書（その 1）及び仕様書（その 2）のとおり。

5 公募説明会

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、参加申込書にて期日までに参加登録していることが必要 ※姫路駐屯地内に既に自動販売機を設置している業者については、本説明会の参加を任意とする。

(1) 日 時：令和 8 年 9 月 28 日（月） 午後 2 時（午後 1 時より受付開始）

(2) 場 所：陸上自衛隊姫路駐屯地 厚生センター談話室

(3) 携行品：募集要領、仕様書（その 1）及び（その 2）

※ 参加者（各業者 2 名以内）は、令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 3 時までに
参加申込書に会社名、氏名等を記入後、直接持ち込み又は電子メールで送信

提出先：陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班 担当：多園

連絡先：079-222-4001 内線 679

メール：himejigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第 1） 1 部

(イ) 企画提案書（別紙第 2） 部

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）

b 商品の供給体制

c ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法

d 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無

（電子マネーへの対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）

- e 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力別紙第4のとおり。
 - f 省エネルギー・環境対策に係る提案
 - g 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能（災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載）
 - h メンテナンス及びアフターサービスについて
 - i 姫路駐屯地近辺にある営業所等の所在地及び営業時間
 - j 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
 - m 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）
 - n 会社概要
 - o その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 1部
- 自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業企画A4）
- (エ) その他関係書類 各1部
- 公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。
- a 業務確約書（別紙第5）
 - b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3か月以内のもの
 - c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されているもの（様式自由）。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
 - d 財務諸表
 - (a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法 人

直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後３か月以内のもの

(a) 個 人

その３の２

(b) 法 人

その３の３

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書

発行後３か月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i 誓約書（別紙第６）

j 役員名簿（別紙第７）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを b・c・d・及び e に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班 担当：多園

（住 所） 兵庫県姫路市峰南町１－７０

（電 話） ０７９－２２２－４００１ 内線６７９

（メールアドレス） himejigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

ウ 提出期限

令和８年１０月１６日（金）午後４時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。
- (2) 同一業者に複数業者の応募があった場合は、プレゼンテーション等を実施する場合があるので、日程等は別途通知する。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果等

- (1) 決定年月日
令和8年10月30日（金）
ただし、前項(2)に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。
- (2) 結果通知要領
決定業者に対し、電話にて連絡及び文書等による通知する。
※ 落選した業者には、連絡及び通知はされません。

9 業者決定後の提出書類

自動販売機の設置及び経營業者として決定されたものは、第1号から第3号のとおり、提出すること。

- (1) 提出書類
ア 国有財産使用許可申請書及び付属書類
イ 設置する自動販売機の機種等
別紙第4のとおり。
- (2) 提出先
申請書等の提出と同じ。
- (3) 提出期限
令和8年11月18日（水） 午後4時まで

10 その他

募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

姫路駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

陸上自衛隊姫路駐屯地において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

< 国有財産使用料・姫路駐屯地 >

【土地】 年額 _____ 円／m²（税抜き） 年額 _____ 円／m²（税込み）

（設置後支払う 1 平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入すること。）

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社本拠地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 自動販売機設置台数（全国）
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 4）
イ	商品の供給体制
ウ	ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法
エ	電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無 <u>（電子マネーへの対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）</u>
オ	設置する自動販売機の機種、サイズ及び 1 台あたりの年間消費電力（別紙第 5）
カ	省エネルギー・環境対策に係る提案
キ	災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能 <u>（災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載）</u>
ク	メンテナンス及びアフターサービスについて
ケ	営業所の営業時間及び営業所から姫路駐屯地までの所要時間
コ	兵庫県内及び姫路市での自動販売機設置台数（令和 8 年 月 日現在）
サ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
シ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
ス	衛生管理方法及び過去 3 年間の法令遵守状況 <u>（法令違反があった場合、その時どのように対応したのかを記載）</u>
セ	防衛省における営業方針 <u>（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と姫路駐屯地に設置予定の自動販売機の違い等）</u>
ソ	その他のアピールポイント

注：下線部は例であるため、提出時は削除すること。

主な販売予定商品・販売価格表（飲料用）

メーカー名	商品名	缶・ペットボトル等の種別	容量 (ml・g)	販売価格 (円)	市場価格 (円)

注：メーカー名及び商品名については、五十音順にて記載すること。

設置する自動販売機の機種等

設置場所	機種・型番	サイズ (横幅×奥行) (c m)	年間消費電力 (1 台当たり) (k W h / 年)	備考

注 1 : 仕様が記載されたカタログ等を添付すること (写し可)

注 2 : 設置場所は、自動販売機の設置及び経営の業者として決定された後、記入

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

姫路駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊姫路駐屯地における自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確約するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難させるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 8 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良欲に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

姫路駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

令和 年 月 日

[illegible]

仕様書（その１）

1 業務件名

陸上自衛隊姫路駐屯地内における自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

自動販売機の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次のアからクに該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。

なお、継続した場合はこの限りではない。また、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に譲渡することなく遂行できること。また、業務の一部を委託する場合は、甲の許可を得ること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機（転倒防止板等も含む）及び後記の空き容器回収箱（以下「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、以下のとおりとする。

- (1) 丙は、申請書（別紙第1）に年額の1平方メートルあたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し、記載すること。
- (2) 税抜き価格と現在の税率（消費税10パーセント）に分け記載すること。
※ 消費税が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。
- (3) 丙が提案した国有財産使用料について、乙が算定した国有財産使用料より下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。
- (4) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料を下回った場合、乙の算定した国有財産使用料を支払うものとする。

なお、前記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点の業者を候補者とする。

- (5) 次年度以降、国有財産使用許可を更新する場合の国有財産使用料は、前年度使用料と乙が算定した使用料を比較し調整（前年度使用料の1.05倍を上限、0.95倍を下限とする。）を行った額とし、詳細については更新前に乙から連絡する。
- (6) 国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

- (7) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算出した本業務に要する光熱水料（電気料金）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に電気料金を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、乙が指定するものとする。

9 設置条件

- (1) 丙は、仕様書（その2）に示す設置基準面積内に収まる自動販売機を設置すること。
- (2) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等の措置を講じること。
- (3) 丙は、自動販売機を設置する前に必ず現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。
- (4) 丙は、設置に当たり施設の改修が必要となった場合は、丙の負担において行うこと。使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で原状に回復すること。
- (5) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合においては、設置する自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置すること。
なお、ゴミ箱の設置数量は甲の指示を受けること。

10 使用許可期間

許可日～令和11年3月31日

（設置する自動販売機の使用開始日は、別途調整する。）

なお、業務の開始については施設の状況により変更もあり得る。

※ 設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

11 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

12 名義仕様の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従業者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

14 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

15 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

18 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、規格提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、姫路駐屯地内への出入り及び施設への立ち入りについては、姫路駐屯地内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、東日本大震災以降の電力不足を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとする。
- (7) 丙は、自動車NO_x・PM法に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (8) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- (9) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (10) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (11) 丙は、甲又は乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。

なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料・食品類に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

- (12) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (13) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。
- (14) 丙は、故障および商品の瑕疵等について、自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (15) 丙は原則として、毎週3回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (16) 丙は原則として、1日1回以上空き容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空き容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空き容器が溢れることがないように適宜回収の回数を増やすこと。
- (17) 丙は原則として、国有財産使用許可後、許可されていないゴミ箱を一時的に追加したり、又は許可されたゴミ箱の面積を超えるものと交換することはできない。
- (18) 販売商品と空き容器等廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (19) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額の報告を翌月10日までに担当職員に提出すること。
- (20) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (21) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (22) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (23) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (24) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (25) 自動販売機の設置に当たり、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。

- (26) 自動販売機設置場所において電源工事が必要になった場合は、工事の費用は丙の負担とする。
- (27) 丙は、自動販売機を設置するにあたり、関係法令等に基づいた届出を行うとともに、その許可書等の写しを甲に提出する。
- (28) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

仕様書（その２）

- 1 募集機種
飲料自動販売機
- 2 設置場所
兵庫県姫路市峰南町１－７０ 陸上自衛隊姫路駐屯地 自動車教習所隊舎（仮）
- 3 設置台数（業者数）
３台（３社）※屋外に設置予定
- 4 国有財産使用許可面積
１台あたり約２．００㎡（ゴミ箱を含む。）
- 5 業務期間
仕様書（その１）使用許可期間のとおり。
- 6 販売品目
缶飲料及びペットボトル飲料
- 7 その他
設置の際は、転倒防止の措置を行う。